

緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）

1 融資の対象

県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合で、全国統一制度の伴走支援型特別保証（*）を利用して経営改善を図る者

（*）次の要件のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した者

(1) 信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること（※1）

(2) 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること（※1）

(3) 次の①又は②アからカまでのいずれかに該当すること（※1）（※2）

①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること

②

ア 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

イ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること

エ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

オ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

カ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

※1：信用保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

※2：信用保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証（いずれも一般分に限る。）に限る。

2 融資の条件 すべての融資に保証協会の保証を必要とします。

(1) 資金用途 運転資金、設備資金又は借換資金

(2) 融資限度 1億円

(3) 融資期間 10年以内（据置5年以内）

(4) 融資利率 年1.50%以内（固定）。

※ただし、新型コロナウイルス感染症に係る無利子・無担保融資の借換のみに利用する場合は年1.0%以内（固定）とする。

(5) 保証料率 融資対象(1)(2)年0.20%

融資対象(3) 年0.20～1.15%

※ 取扱期間は令和6年6月30日まで（同日までに保証申込が必要）となります。

3 添付書類

1 融資対象(1)、(2)は、経営行動計画書、市町長の認定書

2 融資対象(3)は、経営行動計画書に加え、売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書のいずれか

※その他にも書類が必要な場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

4 融資申込窓口：金融機関と信用保証協会が取り扱い窓口となっています。

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島大正銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、愛媛県信用保証協会